

答弁書第二五号

内閣参質一六八第二五号

平成十九年十月二十六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

参議院議長 江 田 五 月 殿

参議院議員藤末健三君提出イラク作戦に参加した米英軍への給油の事実関係及び文民統制の一層の強化に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出イラク作戦に参加した米英軍への給油の事実関係及び文民統制の一層の強化に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「文民統制上問題がある」の意味が必ずしも明らかではないが、我が国が平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成十三年法律第百十三号。以下「テロ対策特措法」という。）に基づく協力支援活動として行う補給は、テロ対策特措法に基づくものであることを当該補給の対象国との間の交換公文に明記するとともに、当該対象国との協議の場においてテロ対策特措法の趣旨について説明した上で、当該対象国の艦船への補給の都度、当該艦船がテロ対策特措法に規定する諸外国の軍隊等の活動に従事していることを確認した後に行っているものであり、我が国が補給した艦船用燃料等については、テロ対策特措法の趣旨に沿って適切に使用されているものと認識している。政府としては、当該艦船がテロ対策特措法に規定する諸外国の軍隊等の活動に従事していることを確認するために必要な範囲で情報を得ているもの

の、今般、我が国が補給した艦船用燃料の使用に係る議論が生じたため、具体的な事実関係について、念のため米国に照会を行ったところである。

三について

我が国の現行制度においては、国防に関する国務を含め、国政の執行を担当する最高の責任者たる内閣総理大臣及び国務大臣は、憲法上すべて文民でなければならぬこととされ、また、国防に関する重要事項については内閣総理大臣を議長とする安全保障会議の議を経ることとされており、更に国防組織たる自衛隊も法律、予算等について国会の民主的コントロールの下に置かれているなど、厳格な文民統制が確保されているものと考えており、御指摘のような「過去十年間に自衛隊に所属していたものは防衛大臣にならないとする」法制度を設ける必要はないと考えている。政府としては、今後とも、かかる文民統制の実効性が確保されるよう不断に努力してまいりたいと考えている。